

令和2年度狩猟期間における
銃猟安全対策とエゾシカ対策の具体の取組みについて

令和2年7月30日
北海道森林管理局
北海道
北海道猟友会

平成30年11月20日に発生した、狩猟者の誤射による北海道森林管理局職員の死亡事故を踏まえ、令和元年度の狩猟期間においては、森林作業者等の安全確保のため、銃猟を目的とした国有林・道有林への平日の入林を禁止したところです。

また、3者（北海道森林管理局、北海道、北海道猟友会）が連携し、銃猟安全対策の徹底を図るべく、①北海道猟友会による事故防止総合対策事業の取組、特に、実猟経験の浅い会員を対象とした実猟研修の確実な実施、②道有林安全狩猟モデル地区における一般銃猟の安全対策の検証、③関係機関の合同実施による狩猟パトロールの強化、④狩猟免許更新、狩猟者登録等あらゆる機会を利用した銃猟安全の呼びかけ等に取り組むこととし、令和2年度の狩猟期間の対応については、その検証結果等を踏まえ、あらためて関係機関で検討するとしていたところです。

この度、令和元年度における実施結果を取りまとめ、検証を行ったところであり、令和2年度狩猟期間においては、昨年同様3者が連携し、銃猟安全管理に取組み、森林内作業者等の安全確保の徹底を図ったうえで、銃猟立入禁止区域を除いて平日の一般銃猟が可能となるよう制限を緩和するとともに、エゾシカ捕獲対策を引き続き連携して取り組むこととしたのでお知らせします。

各主体の具体的な取組は次のとおりです。

関係機関が連携して、令和2年度狩猟期間における銃猟安全対策とエゾシカ対策に取り組んでいきます。

1 安全管理に関する取組

(1) 狩猟者に対して銃猟安全の徹底を促す取組

事故の再発防止の要となる、狩猟者自らの安全管理及び法令遵守意識を徹底するための銃猟安全対策の充実強化として、次のとおり取組みます。

① 北海道の取組

- 北海道エゾシカ対策推進条例に基づく地域協議会において「狩猟事故の防止に関すること」を協議事項に加え、構成員（環境生活課、森林室、森林管理署等、猟友会支部、市町村、警察等）との情報共有・意見交換等を通じ、森林内での銃猟安全対策の効果的かつ着実な実施について徹底を図る。
- （総合）振興局の安全パトロールを関係機関との合同で実施（特に、狩猟解禁日において全振興局管内で一斉実施など狩猟期間前半の取組みを強化）するとともに、警察との連携により違反行為に対しては厳しく対応。

- 全道14振興局で実施予定の狩猟免許更新時講習において、北海道森林管理局と連携し、狩猟者に対して法令及び狩猟関係ルールの遵守徹底を呼びかけ。新規狩猟免許取得者には、出猟の心構えと事故・違反防止を啓発。
- 国有林、道有林と北海道猟友会が連携し実施する全道一括入林手続きの際や猟友会支部総会等の場を通じて、法令及び狩猟関係ルールの遵守徹底を呼びかけ。
- 事故防止啓発のパンフレットを作成。道外在住者を含む狩猟者に対し、8月下旬から受け付ける狩猟者登録時に配布し注意喚起。
- 「狩猟者のための森林講座」を森林管理署等と共催。
- 北海道猟友会が実施する実猟研修・練習射撃への協力。
- 実猟経験の浅い都市部の若手狩猟者を対象に、銃器の取扱等の安全教育や実猟講習を実施。
- 道有林において、残滓の放置などの法令違反や、銃猟立入禁止区域での銃猟行為を発見した場合は、当該違反者に対し、道有林への入林証の返納を求めるとともに今年度及び次年度の銃猟目的での入林は遠慮いただく。

②北海道森林管理局（国有林）の取組

- 北海道エゾシカ対策推進条例に基づく地域協議会において、北海道と連携し、森林内での銃猟安全対策の効果的かつ着実な実施について徹底を図る。
- 各地の猟友会支部総会に森林管理署長等が出席し、法令及び狩猟関係ルールの遵守徹底を呼びかけ。
- 国有林、道有林と北海道猟友会が連携し実施する全道一括入林手続きの際、法令及び狩猟関係ルールの遵守徹底を呼びかけ。
- 「狩猟者のための森林講座」を開催。
- 北海道猟友会が実施する実猟研修・練習射撃への協力。
- 国有林において、残滓の放置などの法令違反や、銃猟立入禁止区域での銃猟行為を発見した場合は、当該違反者に対し、国有林への銃猟入林証の返納を求めるとともに次年度の銃猟目的での入林届を受理しない。

③北海道猟友会の取組

北海道猟友会は、令和元年度事故防止総合対策事業を別紙のとおり実施したところであり、令和2年度においても、以下の銃猟安全対策について、様々な手法で全会員に対して指導を徹底し、狩猟事故の撲滅に組織をあげて全力で取り組む。

- 支部・部会の総会、狩猟者登録時、狩猟指導員研修会などあらゆる機会を捉えて、法令、ルール・マナーの遵守を指導強化。
- 狩猟パトロールの励行により、会員及び会員以外に対する指導を強化。
- 実猟研修、練習射撃・射撃大会の開催による矢先の確認など銃猟安全技術の向上を図る。

(2) 森林内作業等入林者の安全確保のための取組

①北海道森林管理局（国有林）の取組

- 職員及び民間実施を含む各種森林作業、レクリエーション等の一般入林や民間事業者による伐採などが見込まれる区域は一般銃猟を禁止。
- 銃猟立入禁止区域の林道等の入り口にゲートを設置し、車両による進入を物理的に防止するとともに、事業地等にパイロンコーン等を設置し、二重の措置を行う。
- 銃猟立入禁止区域の林道等入口に「発砲禁止」ののぼりや注意喚起看板、銃猟立入禁止区域図等を設置する。
また、民間事業者による伐採現場等にも同様ののぼりを掲げるよう要請。
- 職員をはじめ国有林内で各種山林作業を行う民間事業者に対して、目立つ色の服装（オレンジヘルメット、オレンジベスト等）の着用、鈴・ホイッスルの携行、極力白色のものは身につけないよう徹底。
- 北海道森林管理局ホームページに国有林及び道有林の銃猟立入禁止区域図を一括掲載し、変更の際は都度、更新を行う。なお、令和2年度からはオフラインによる使用が可能。

②北海道（道有林、民有林）の取組

- 職員及び民間実施を含む各種森林作業やレクリエーション等の一般入林者が多い箇所等は銃猟立入禁止区域に設定。
- 銃猟立入禁止区域の林道等は、ゲートの施錠（若しくは簡易ゲートを設置）等し、事業地等にパイロンコーン等を設置する。
- 銃猟立入禁止区域の林道等には「発砲禁止」等ののぼりや注意喚起看板等を設置する。（国有林と表示内容、色などを統一）
- 目立つ色の服装等を徹底する。（オレンジヘルメット、オレンジベスト（ヤッケ）等着用）。
また、音で人の存在を知らせるため、鈴、ホイッスルの携行を徹底する。
- 事業者に対する安全対策の指導徹底を図るとともに、オレンジなど目立つ色の服装の着用を要請する。
- 市町村有林・私有林における森林作業予定位置図をホームページ上に掲載し、狩猟者登録時に配布する「鳥獣保護区等位置図」の配布と併せて、出猟に際しての事前確認の徹底を指導。
- 北海道森林管理局ホームページに国有林及び道有林の銃猟立入禁止区域図を一括掲載し、変更の際は都度、更新を行い、各森林室(道有林課を含む。)HPにリンク先を掲載する。なお、令和2年度からはオフラインによる使用が可能。

2 エゾシカ捕獲対策について

(1) 北海道森林管理局（国有林）の取組

- これまで実施してきた市町村と連携して行う有害鳥獣捕獲（連携捕獲事業）や森林管理署が主体となった捕獲事業について、市町村数や実施箇所数を増やすなど取組みを強化。
- 職員実行によるわな捕獲を積極的に実施するとともに、市町村等へのわなの貸出しにも積極的に取り組む。

- 大型囲いわなによる生体捕獲の実施箇所を拡大することとし、捕獲個体については、ジビエ利用拡大に向け有効活用を図るよう取組む。

(2) 北海道の取組

- 有害鳥獣捕獲のフィールドとして道有林を積極的に活用してもらうことのほか、実猟研修等のフィールド提供をすることにより、安全な狩猟の確保とともにエゾシカの個体数調整に寄与。
- 道有林において、厳重な安全管理の下、車両で移動しながら個体数調整を行うモバイルリングや中型囲いわなの設置など、森林管理者として引き続きエゾシカ捕獲を推進し、ジビエ利用にも取組む。
- 道有林において、引き続き林道の除雪を行い、有害鳥獣捕獲や土日の一般狩猟の捕獲環境を整備。
- 北海道森林管理局が取組を強化する市町村との連携について、市町村に周知して積極的な実施を促す。
- 道による捕獲事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を国有林内でも実施。

(3) 北海道猟友会の取組

- 法令及びマナーを遵守した適正な狩猟並びに市町村等からの要請による有害鳥獣捕獲等への協力及び対象鳥獣捕獲員としての職務遂行によって、エゾシカの適正な個体数の維持に寄与。

※別添 令和元年度事故防止総合対策事業の実施結果について（報告）（北海道猟友会長名）

※別添 安全狩猟モデル地区のアンケート結果について（北海道水産林務部）

北 獵 第 6 号
令和2年4月17日

北海道森林管理局
局長 原田 隆行 殿

一般社団法人 北海道猟友会
会 長 天 崎 弘 印

令和元年度事故防止総合対策事業の実施結果について（報告）

謹啓 陽春の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は北海道猟友会の事業運営につきまして、ご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当会では、平成30年11月に恵庭市内の国有林で、誤射によって貴局職員が亡くなる重大な事故が発生したことを重く受け止め、令和元年度に「事故防止総合対策事業」を実施して、狩猟事故の再発防止を図ることといたしました。

北海道猟友会の各支部においては、別紙のとおり、事故防止総合対策事業として研修計画の企画、文書や面談による指導、練習射撃や実猟研修などを実施して会員の指導に努めましたので、報告いたします。

北海道猟友会は、今後も安全狩猟の指導に努め、狩猟事故の防止に取り組んでまいりますので、なお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。 謹言

〒 060-0806
札幌市北区北6条西6丁目第2山崎ビル3F
TEL 011-747-2006 FAX 011-727-3020
E-mail ryoyukai@dream.ocn.ne.jp

令和2年4月17日

北海道森林管理局長 様

一般社団法人 北海道猟友会
会 長 天 崎 弘 印

令和元年度狩猟事故防止総合対策事業の実猟研修について

このことについては、4月17日北猟第6号で令和元年度の実施結果を報告いたしました。

このうち、銃猟経験が少ない会員を対象とした実猟研修は、対象となった25の支部が狩猟や有害鳥獣捕獲等事業によって研修を行い、3月末日までに概ね終了いたしました。しかし、25の支部のうち、札幌支部、木古内支部、留萌支部、天塩支部及び広尾支部の5支部では、天候、会員の都合及び新型コロナウイルスの影響等により、対象者の一部が、受講できない結果となりました。

当会は、これらの未受講者について、該当する支部に有害鳥獣捕獲等事業や狩猟期において速やかに研修を行うよう指導するとともに、貴職にその実施結果を報告いたします。

令和元年度事故防止総合対策事業の実施結果について

令和2年4月17日

北海道猟友会

1 総合対策事業の概要

本事業では、支部ごとに研修計画の策定、面談による指導、実猟研修、狩猟指導員によるパトロールや練習射撃などを実施。

2 実猟研修について

- (1) 猟友会へ入会后5年以内で研修の受講歴の無い新人会員を対象に「狩猟による実猟研修」及び「有害鳥獣捕獲による実猟研修」を実施し、対象者の約9割にあたる300名が受講、対象外の会員を含め延べ約400名が参加。
- (3) なお、新型コロナウイルスの影響等により研修が終了しなかった対象者については、有害鳥獣捕獲等において実施する方針。
- (4) 実施方法は、巻き狩りでの実習やマンツーマンによる個別指導などで実施。

3 研修全般への参加の周知について

北海道猟友会からの指示のもと、全支部において、令和元年度における安全対策として各種研修などに積極的に参加するよう各会員に周知。

4 研修計画の検討及び実施について

各支部において、「事故防止総合対策事業の研修計画」や「個別指導による育成計画」を策定し会員に通知するとともに、研修等への参加の呼びかけを実施。

5 支部、部会による研修等について

各支部の役員等から会員に対し、文書配布や、直接の面談により、安全狩猟に向けたルール遵守や狩猟マナーの向上について指導。

6 狩猟指導員等によるパトロールについて

狩猟指導員等によるパトロールは、前年度同様の実施に加え、前年度より回数を増加、パトロール員を増員するなど、全支部で実施。

7 練習射撃研修等について

支部・部会主催の安全狩猟射撃大会について、狩猟期前に狩猟指導員等が同行指導し、過半の支部等が実施。

安全狩猟モデル地区のアンケート結果について

令和2年（2020年）7月30日

北海道水産林務部

1 令和元年度 安全狩猟モデル地区の概要

(1) 安全狩猟モデル地区の地域

- ①上川南部管理区全域の道有林（旭川市・当麻町・愛別町・上川町・東川町・南富良野町）
- ②十勝管理区全域の道有林（大樹町・幕別町・豊頃町・浦幌町・釧路市・白糠町）

(2) 安全狩猟モデル地区における一般狩猟

モデル地区内では、下記（3）の取り組みに協力いただくことを条件として、平日、土日祝日を問わず、狩猟期間中に銃猟を目的として入林を可能としました。

(3) 安全狩猟の検証に対する協力をお願い

安全狩猟モデル地区では、入林する狩猟者の皆様方に安全対策の検証のため、入林連絡票の事前提出とアンケート調査への協力をお願いしました。

2 安全狩猟のアンケート結果について

◆アンケート結果の概要

アンケートは安全狩猟モデル地区の実施期間にあたる、令和元年10月から令和2年3月までの回答結果。

- ・対象者70名にアンケートを依頼し57名から回答を得た。（回答率81%）
- ・道内猟友会所属は35名61%、道外猟友会所属は18名32%、猟友会以外の団体に所属は1名2%、所属なしは3名5%の状況であった。
- ・道外居住の狩猟者は18名32%であった。

【以下回答を得た結果を分析】（各月末の回答のため複数月に渡って入林した場合は、複数の回答となっており、実回答数は89件）

(1) 狩猟者の年齢層

➤年齢層は70才以上29%、60~69才27%、40~59才37%、20~39才7%の構成であり、道内猟友会に所属66%（道外猟友会所属を含むと92%）、猟友会以外の団体に所属（所属しないを含む）8%の状況であった。

(2) 狩猟者の銃猟経験年数

➤銃猟の経験は11年以上63%、6~10年17%、3~5年11%、1~2年1%、初年8%であり、11年以上の経験者は40才以上が該当しており、年齢が高いほど銃猟の経験が長いといった結果が見られた。

(3) 狩猟の目的

➤「趣味・レジャー」が39%で最多（ジビエ利用等との複数回答）となっており、次いで「ジビエ利用（自家用）」が35%を占めている。また、「個体数調整」の15%についての多くは「ジビエ利用（自家用）」との重複した回答となっている。

（4）狩猟の方法と林道等からの距離

➤「忍び猟」44%と「流し猟」39%が主体を占めている。林道等からの距離は、忍び猟では林道等から200mを超える林内でも狩猟が行われ、流し猟では林道等から30m程度までの林内が主体であるが最大150m程度の森林内で狩猟が行われていた。

（5）WEBマップの利用

➤利用した47名のうち55%が便利、40%は不便と回答されており、不便の理由として圏外で利用できないとの意見が多いほか、PDF（紙印刷）図面とWEBマップに相違がある。要望としてGPS機能があれば良いとの意見が複数件寄せられた。

（6）注意喚起に関する視認性や効果

➤視認性の結果は重複した回答であり、「のぼり」が効果的64%、「看板」が効果的33%となっている。

（7）森林内の見通し

➤11月以降の見通しが良いとの回答71%となっている。

（8）その他（主な意見）

- ・現地の林班界看板等が少なく、狩猟規制区域図は解像度が荒く不鮮明。
- ・地図が小さく見づらい。
- ・ハンターマップ、国有林、道有林の各地図に縮尺等整合がない。
- ・地図と現地に誤差や違いがある。
- ・公道沿いの著名施設やパーキングなどの表示がほしい。
- ・林道等が複雑につながり入口の看板だけでは効果が薄い。
- ・ゲート番号で現地の位置確認ができるが、地図に番号がない場合がある。
- ・狩猟だけでなく一般入林者にも狩猟区域、非狩猟区域をわかりやすくする。
- ・土日祝のみの狩猟では猟場にハンターが集中する。
- ・WEBマップは素晴らしい。ハンディーGPSに転送したい。
- ・狩猟通行路線でもゲートが閉じている。
- ・のぼりがあれば禁止の判断が明確である。
- ・作業をしていない箇所でものぼりが立っており、事業終了後は狩猟可とできないか。
- ・狩猟入林規制図の更新を金曜日でなく水曜くらいにできないか。
- ・狩猟入林規制図の有効期限の表示があれば最新版の確認ができる。
- ・残滓の受け入れない市町村がある。
- ・残滓の受け入れ曜日や時間の設定があり持ち込めない。
- ・残滓回収ボックスがあれば回収率が上がる。

3 アンケート結果を踏まえた安全狩猟の対策について

モデル地区における安全対策を検証する方法などを検討するため、「道有林上川南部管理区森林内安全狩猟対策会議」、「道有林十勝管理区森林内安全狩猟対策会議」を開催して、安全パトロールの実施や狩猟団体との共催による狩猟安全対策講習会などを行うとともに、職員や林内作業者等の安全と狩猟の両立を可能とする仕組みについて検討を進めてきた。

これらの経過を踏まえ、道と北海道森林管理局との間で検証を進めるにあたって、北海道猟友会本部に事業計画の内容確認や、モデル地区の猟友会支部等との意見交換等の情報を参考に安全対策上の課題や問題点として、森林管理者側が実施する対策のほか、狩猟入林者の方々に遵守いただきたい事項などを整理しました。

(1) 狩猟者への安全指導及び周知事項の確認について

- ① 北海道エゾシカ対策推進条例に基づく地域協議会において「安全な捕獲作業の実施に関すること」を協議事項に加え、構成員（環境生活課、森林室、森林管理（支）署、猟友会支部、市町村、警察等）との情報共有・意見交換を通じ、森林内での銃猟安全対策の効果的かつ着実な実施について周知の徹底を図る。
- ② 狩猟免許取得時、狩猟免許更新時講習、狩猟者登録など各種機会を通じて法令が遵守されるよう関係機関に要請する。
- ③ 全道一括入林合同説明会や猟友会支部総会等の場を通じて、入林規制や法令遵守等の周知を徹底するほか、森林管理署及び森林室から、林内作業の状況等について情報を提供するなど、安全対策を含めた情報交換・共有の場を設ける必要がある。
- ④ 北海道猟友会は、「脱包、矢先及び獲物の確認」を徹底する研修等を実施しており、令和2年度の事業計画における事故防止対策事業として、狩猟指導員による指導の充実強化、練習射撃による安全教育などを取り組むこととしており、この確実な実施を求める。

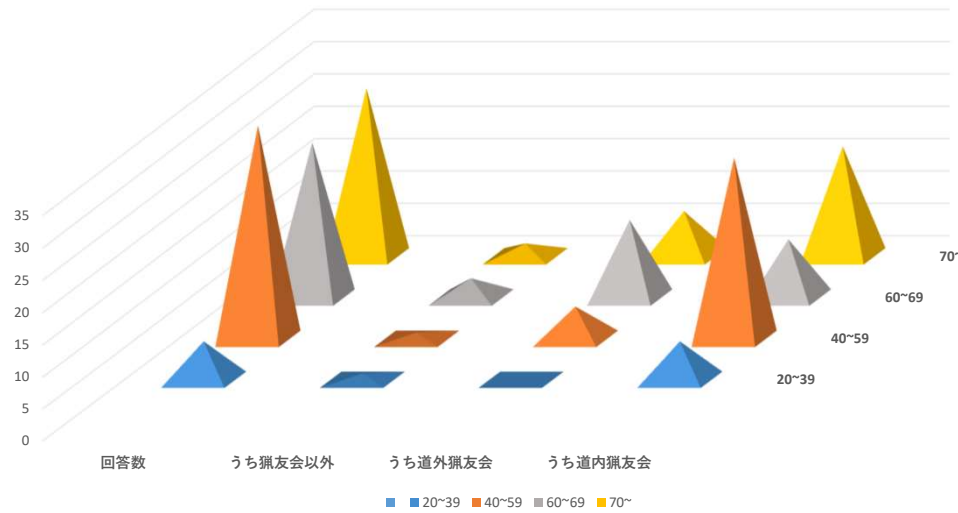
(2) 森林作業者の安全対策について

- ① 森林内で作業する職員は、目立つ色の服装等（オレンジヘルメット、オレンジベスト（ヤッケ）の着用）を徹底し、鈴、ホイッスルを携行する。
- ② 事業者等に対する安全対策の指導徹底を行うとともに、オレンジなど目立つ色の服装の着用を要請する。

(3) 可猟区域と銃猟立入禁止区域の周知について

- ① 狩猟規制区域（銃猟立入禁止区域）の林道等はゲートの施錠等（若しくは簡易なゲート等を設置）をするほか、事業（作業）地付近にも表示が必要である。
- ② 狩猟規制区域（銃猟立入禁止区域）の林道等には国有林と統一したデザインで「発砲禁止」ののぼりや注意喚起看板等を設置することが必要である。
- ③ 狩猟者が現地において可猟区域と禁止区域を区別しやすくなるよう、林道等に看板等が必要である。
- ④ 銃猟立入禁止区域図（WEB マップ）の作成等は、国有林及び道有林を一括して作成し、期間を定めて随時更新する。
- ⑤ WEB マップは圏外でも使用が可能となるよう改善する。

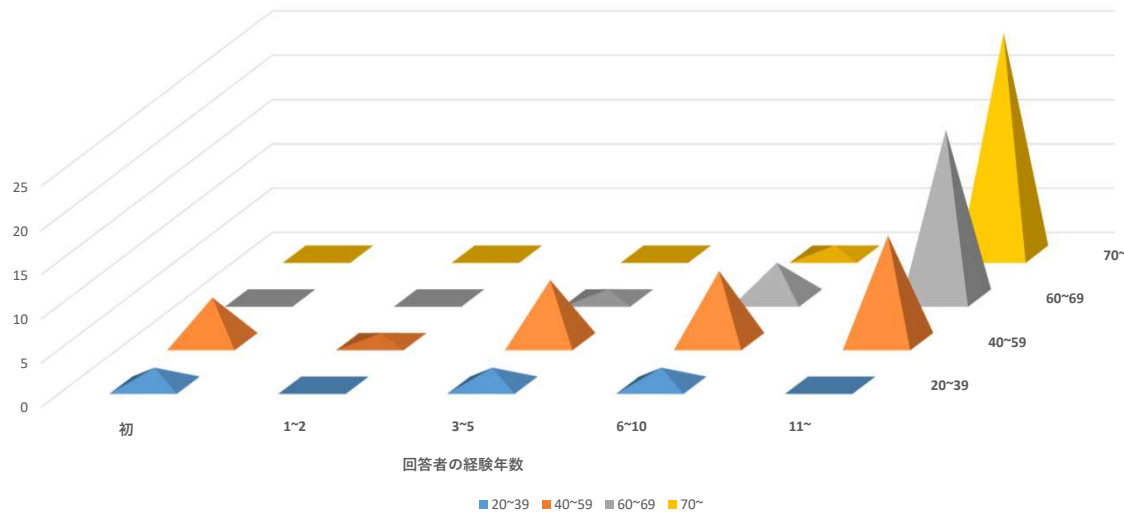
回答数 所属団体



- ・道内猟友会会員
- ・道外猟友会会員
- ・その他団体
- ・所属していない

年齢	回答数	うち猟友会以外	うち道外猟友会	うち道内猟友会
20~39	6	1	0	6
40~59	33	1	5	28
60~69	24	3	12	9
70~	26	2	7	17
To	89	7	24	60

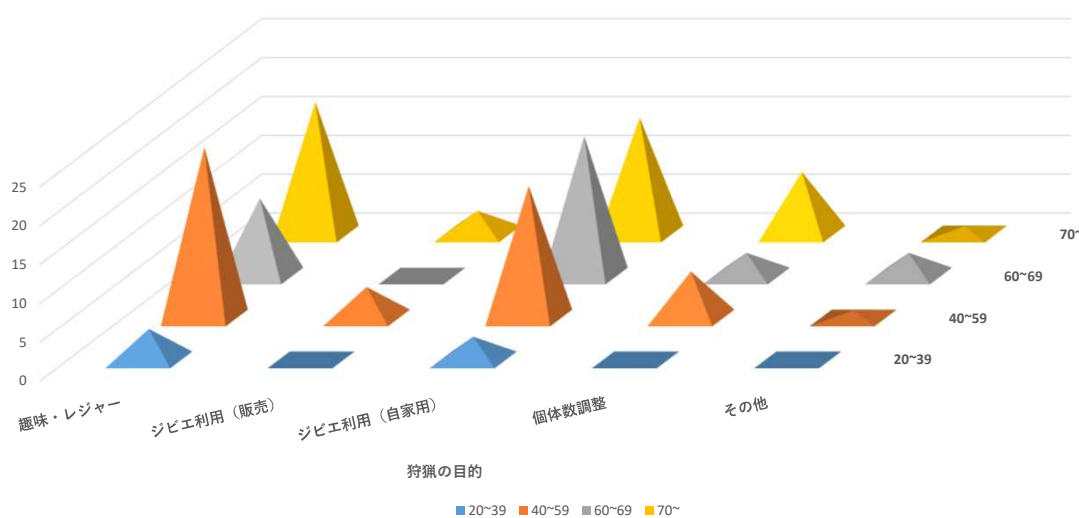
エゾシカ猟の経験年数



- ・今シーズンが初めて
- ・1~2年
- ・3~5年
- ・6~10年
- ・11年以上

年齢	回答者の経験年数				
	初	1~2	3~5	6~10	11~
20~39	2	0	2	2	0
40~59	5	1	7	8	12
60~69	0	0	1	4	19
70~	0	0	0	1	25
To	7	1	10	15	56

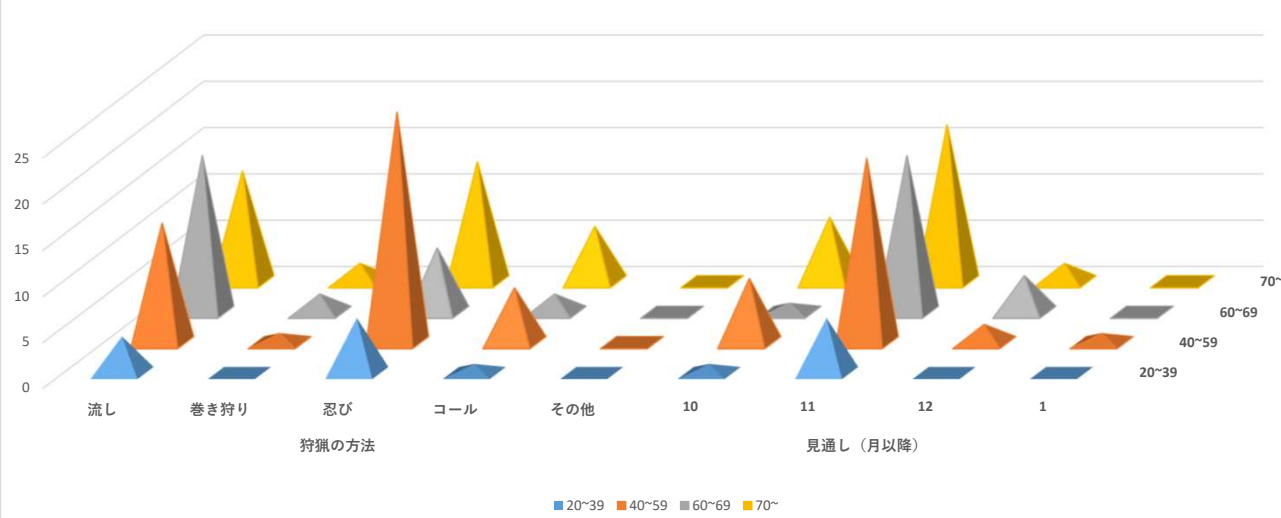
狩猟の目的



- ・趣味・レジャー
- ・ジビエ利用（販売向け）
- ・ジビエ利用（自家消費用）
- ・エゾシカ個体数調整（有害鳥獣駆除を除く）
- ・その他

年齢	狩猟の目的				
	趣味・レジャー	ジビエ利用(販売)	ジビエ利用(自家用)	個体数調整	その他
20~39	4	0	3	0	0
40~59	22	4	17	6	1
60~69	10	0	18	3	3
70~	17	3	15	8	1
To	53	7	53	17	5

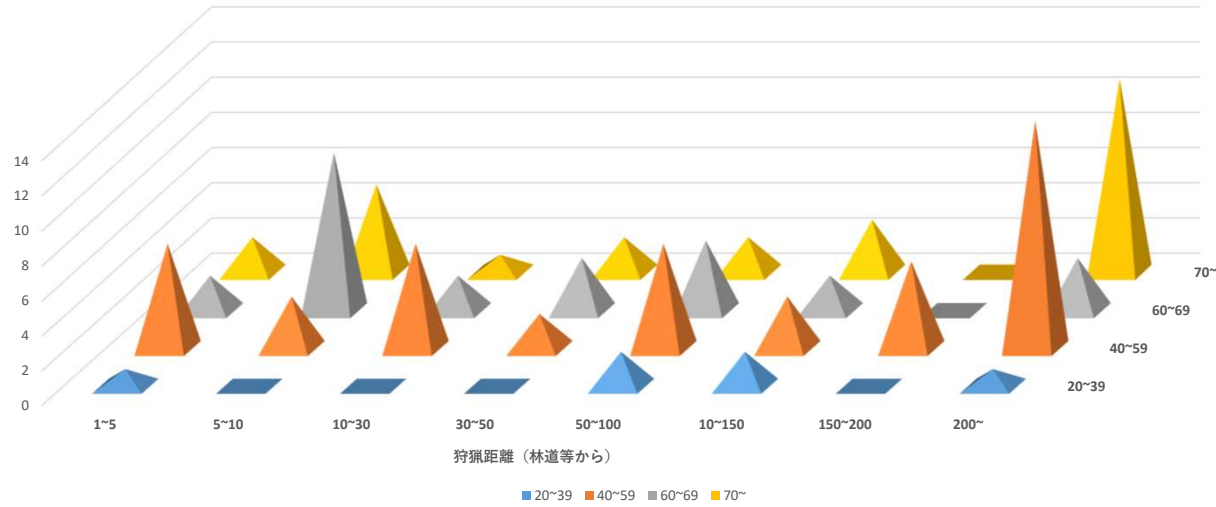
狩猟の捕獲方法 山野の見通しがきくようになる時期



- ・流し猟
- ・巻き狩り猟
- ・忍び猟
- ・コール猟
- ・その他

年齢	狩猟の方法					見通し（月以降）			
	流し	巻き狩り	忍び	コール	その他	10	11	12	1
20~39	4	0	6	1	0	10	11	12	1
40~59	13	1	25	6	0	7	20	2	1
60~69	17	2	7	2	0	1	17	4	0
70~	12	2	13	6	0	7	17	2	0
To	46	5	51	15	0	16	60	8	1

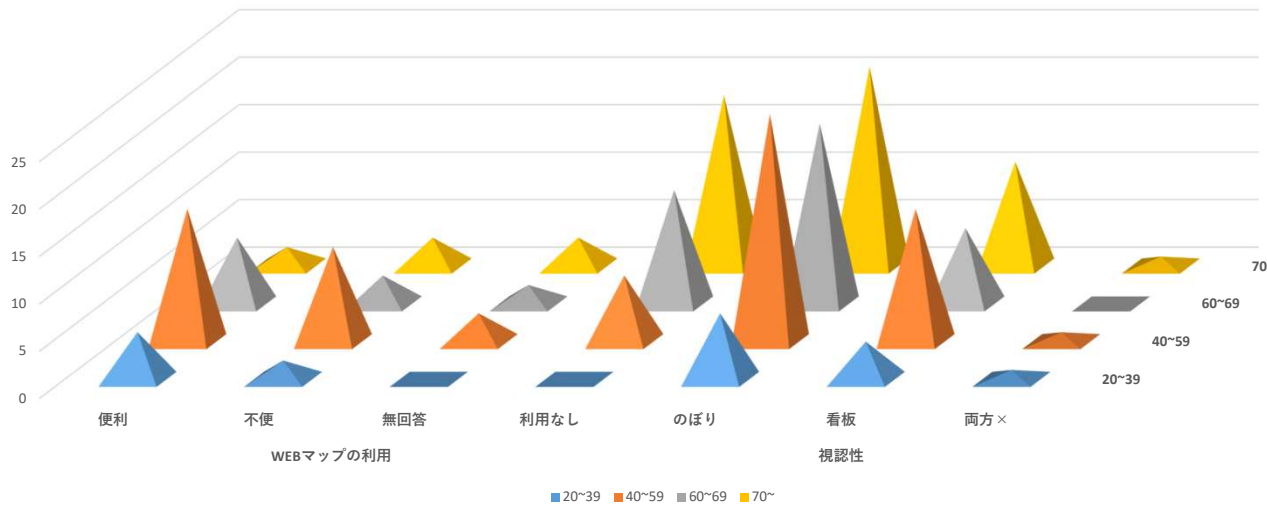
林道端からどれくらい林内に入って発砲したか



- ・ 1~5 m
- ・ 5~10 m
- ・ 10~30 m
- ・ 30~50 m
- ・ 50~100 m
- ・ 100~150 m
- ・ 150~200 m
- ・ 200 m以上

年齢	狩猟距離 (林道等から)							
	1~5	5~10	10~30	30~50	50~100	10~150	150~200	200~
20~39	1	0	0	0	2	2	0	1
40~59	6	3	6	2	6	3	5	13
60~69	2	9	2	3	4	2	0	3
70~	2	5	1	2	2	3	0	11
To	11	17	9	7	14	10	5	28

WEBマップの利便性 幟 (のぼり) や注意看板の視認性など効果



- ・ 利用した (便利)
- ・ 利用した (便利でなかった)
- ・ 利用しなかった
- ・ のぼりが効果的
- ・ 看板が効果的
- ・ 両方とも効果は薄い

年齢	WEBマップの利用				視認性		
	便利	不便	無回答	利用なし	のぼり	看板	両方×
20~39	5	2	0	0	7	4	1
40~59	14	10	3	7	24	14	1
60~69	7	3	2	12	19	8	0
70~	2	3	3	18	21	11	1
To	28	18	8	37	71	37	3